

国民健康保険税 軽減判定所得の改正

資料 3

1. 改正の内容

軽減割合	現 行	改 正 後
7割	世帯の所得の合計額 33万円以下	世帯の所得の合計額 33万円以下
5割	世帯の所得の合計額 33万円＋(<u>26万5千円</u> ×加入者及び※特定同一世帯所属者数人数)	世帯の所得の合計額 33万円＋(<u>27万円</u> ×加入者及び特定同一世帯所属者数人数)
2割	世帯の所得の合計額 33万円＋(<u>48万円</u> ×加入者及び特定同一世帯所属者数人数)	世帯の所得の合計額 33万円＋(<u>49万円</u> ×加入者及び特定同一世帯所属者数人数)

※特定同一世帯所属者：年齢到達等により国民健康保険から後期高齢者医療保険に移行した者

2. モデルケースでの比較

【夫婦、子ども2人の4人世帯の場合(収入は夫のみ)】

軽減割合	現 行	改 正 後
5割	33万円＋(26万5千円×4人)＝ <u>1, 390, 000円未満</u> 給与収入に換算すると約 <u>2, 243, 000円未満</u> で5割軽減となります。	33万円＋(27万円×4人)＝ <u>1, 410, 000円未満</u> 給与収入に換算すると約 <u>2, 271, 000円未満</u> で5割軽減となります。
2割	33万円＋(48万円×4人)＝ <u>2, 225, 000円未満</u> 給与収入に換算すると約 <u>3, 435, 000円未満</u> で2割軽減となります。	33万円＋(49万円×4人)＝ <u>2, 290, 000円未満</u> 給与収入に換算すると約 <u>3, 531, 000円未満</u> で2割軽減となります。